

## 富士宮市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく承認申請の手続について

### 1 審査の手順（別紙1:土地利用事業承認案件フロー・別紙2:処理系統図参照）

#### (1) 事前審査段階（所管部署及び都市計画課）

- ① 土地利用所管部署一覧表(別紙3)に定める所管部署は、当該土地利用事業が、市として推進できる事業か審査する。
- ② 施行区域の立地の適合(国土利用計画富士宮市計画及び市総合計画の趣旨に合致し、指導要綱に規定する一般基準に適合すること。)及び他法令との整合(農業振興地域の整備に関する法律による農振農用地及び森林法による地域森林計画対象民有林を含むなど、関係機関との調整が必要な場合、調整可能の見込みがあること。都市計画法で定める市街化調整区域では、静岡県開発審査会において、立地が認められる見込みがあるものなど)について審査する。  
(①の審査が終了したものに限る。)

#### (2) 受付審査段階（都市計画課）

- ① 申請者が、当該土地利用事業を行うために必要な資力(融資証明等資金調達能力を証する証明など)、信用(事業実績、専門的な技術、法令等の遵守実績)を有していることや事業内容が明確(事業計画書)で、実現が確実(権利者等の同意書)なこと。
- ② 申請書の記載事項及び必要な書類が添付されていること。(申請書の配付先は別紙4、添付書類は別紙5、提出部数は別紙6による)
- ③ 事業計画が、指導要綱に規定する基準に適合していること。

### 2 その他

- (1) 5ha以上の大規模土地利用事業については、事前に政策推進担当部署と協議し、政策決定が必要となる場合がある。
- (2) 面積によっては静岡県土地利用事業の適正化に関する指導要綱に規定する承認申請も必要となる。
- (3) 計画の設計に際して、説明会等の方法により、周辺住民等利害関係者に対し十分な周知、協議を行い、その詳細を報告すること。